

確認印

案件名称	令和7年度浪速区役所(保健福祉課)産業 廃棄物収集運搬及び処分業務委託
------	--

仕様書

大阪市浪速区役所

1 案件名称

令和7年度浪速区役所(保健福祉課)産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。(「収集」には収集運搬車両への積込みも含む。)

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市浪速区長とする。

5 履行期間

契約締結から令和8年3月 31 日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類及び数量

収集運搬及び処分を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

合計 32 m³

(ア 18.225 m³+イ 1.0605 m³+ウ 11.88 m³=31.1655 m³≒32 m³)

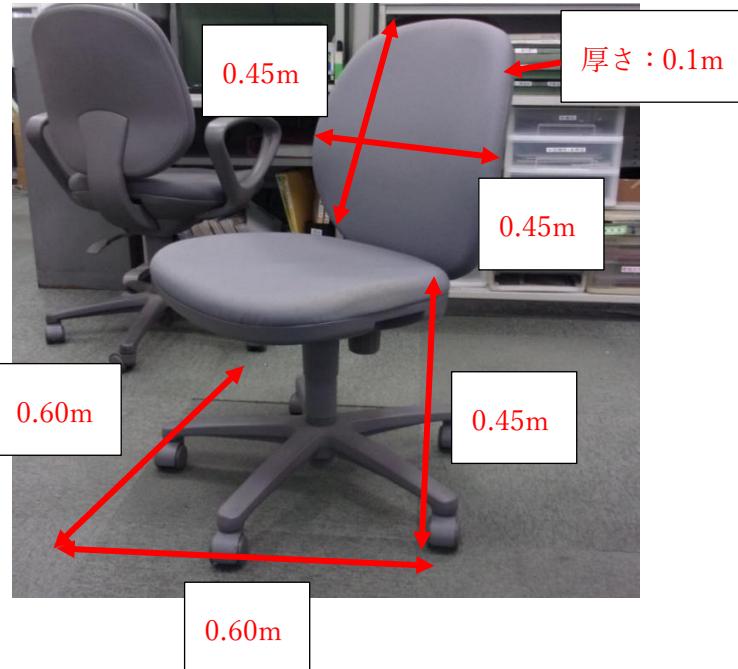
ア 事務用椅子

合計 18.225 m³

床から座面まで 横:0.60m 縦:0.60m 高さ:0.45m 合計:0.162 m³

背もたれ部分 横:0.45m 縦:0.45m 厚さ:0.10m 合計:0.02025 m³

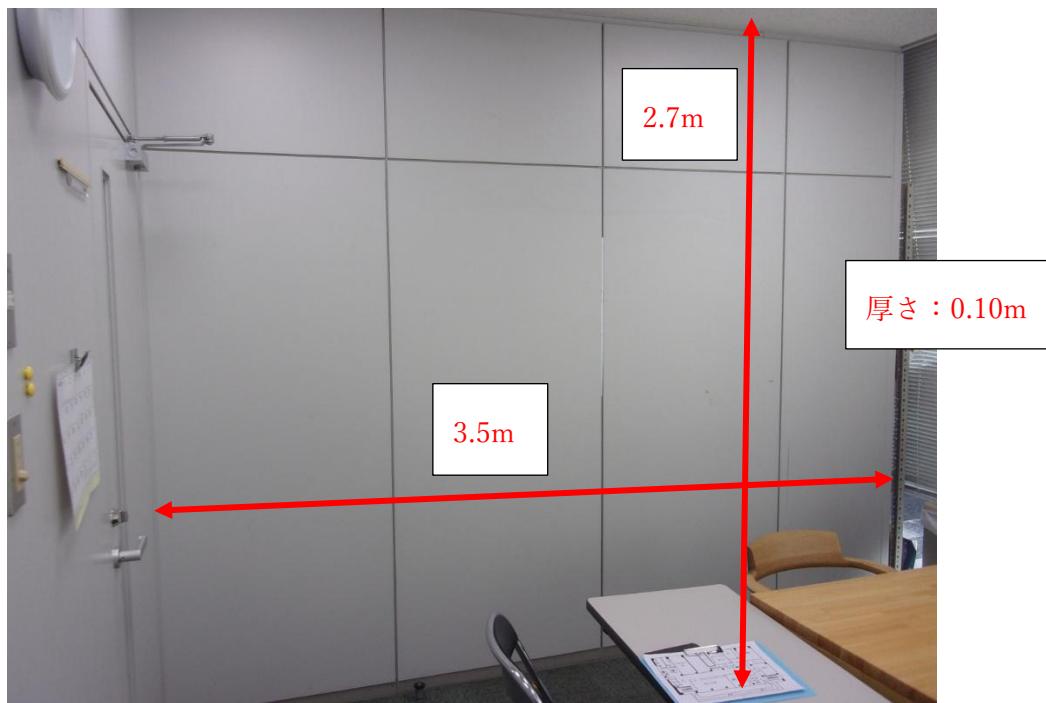
0.18225 m³(1脚あたり)×100 脚=18.225 m³



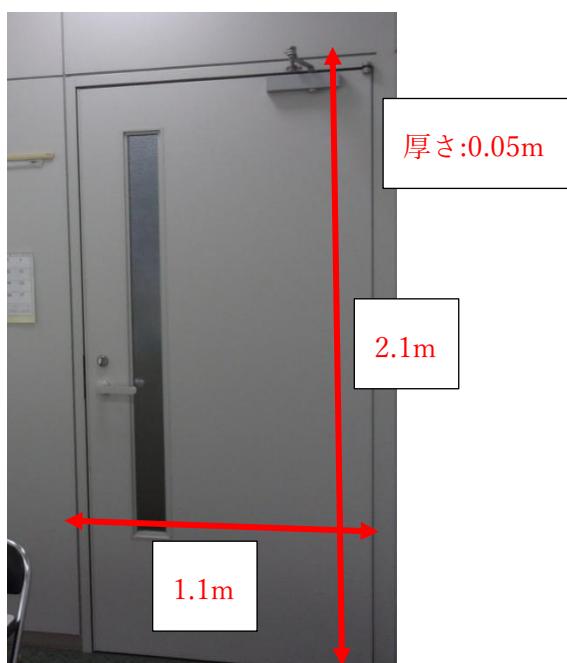
イ アルミ製パーテーション

合計 1.0605 m^3
(パネル部分 0.945 m^3 +扉部分 0.1155 m^3)

(パネル部分) 0.945 m^3 (横:3.5m 縦:2.7m 厚さ:0.10m)



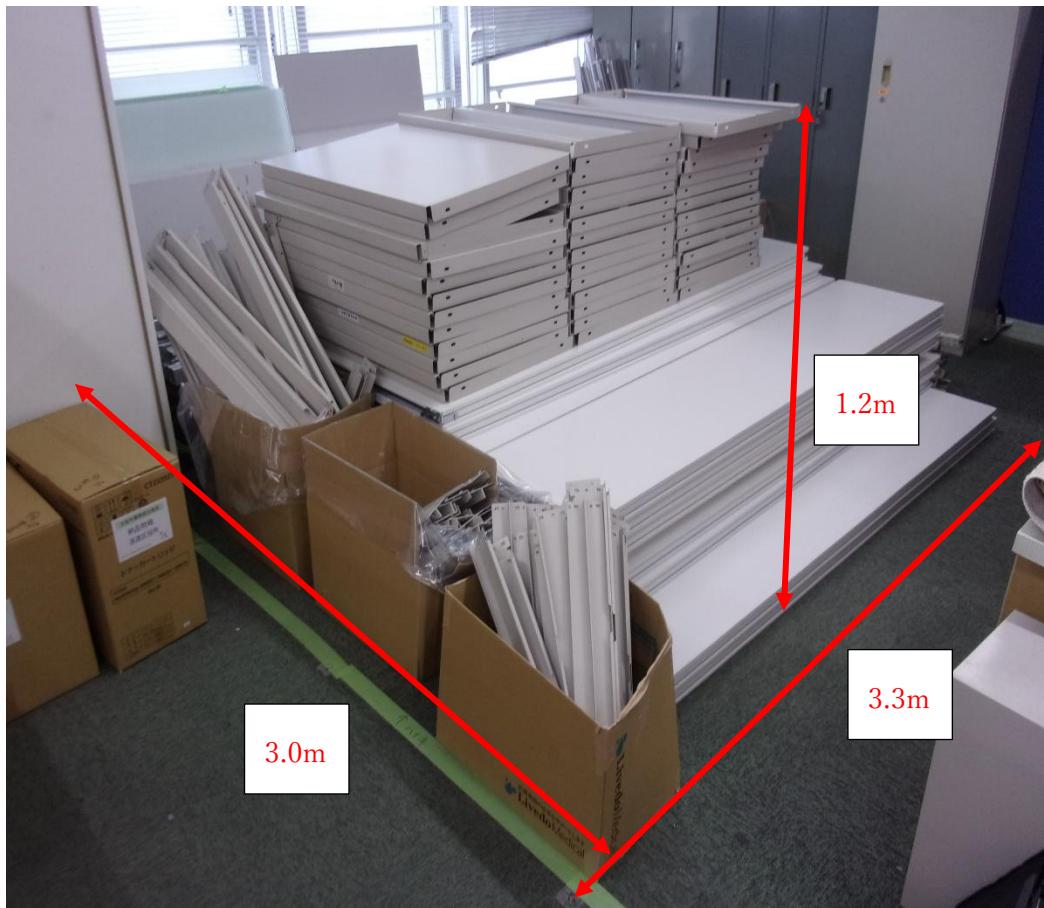
(扉部分) 0.1155 m^3 (横:1.1m 縦:2.1m 厚さ:0.05m)



ウ その他廃材(パーテーション等)

合計 11.88 m³

(縦:3.3m 横:3.0m 高さ:1.2m)



(2) 収集場所

大阪市浪速区役所4階指定場所 大阪市浪速区敷津東1丁目4番 20号

(産業廃棄物の保管場所及び収集運搬車両の停車位置について、別紙2・3のとおり)

なお、保管場所から収集運搬車両への運搬に関しては、エレベーター(1基)の使用を可とする。

出入口寸法:幅 1000×高さ 2100mm

かご内寸法:幅 1600×奥 1400×高さ 2450mm

(3) 収集時間

土・日・祝をのぞく9時から 17 時までとし、日程は当区担当者と打合せのうえ決定する。

(4) 処分方法

関係法令を遵守の上、適切に行うこと。

(5) 性状及び取扱注意事項

固形状、バラ積とする。

(6) 責任範囲

①受注者の責任範囲は、発注者から委託された産業廃棄物をその積込み作業開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

②受注者は発注者に対し、受注者の責任範囲に属する業務について法令に違反し業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担をさせないこと。

7 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙1に記載すること。
 - ア 事業の範囲
 - イ 処分する場所の所在地
 - ウ 処分方法
 - エ 施設の処理能力
 - オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、別紙 4 の様式にて発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。なお、収集・運搬業務について、作業前、作業中、作業後の写真(許可車両の確認ができる写真)を撮影し提出すること。業務完了報告書については別添様式を参考に受注者の任意様式によるものも可とする。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

9 運搬の最終目的地

- (1) 受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。
- (2) 受注者は、最終処分(再生)を再委託する場合は、最終処分(再生)業者との契約書及び当該業者の許可証の写しを契約締結の際に提出すること。

10 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止、過積載の防止等を行い、破碎することのないよう、他のものと混合することのないよう区分すること。また、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務内容以外の産業廃棄物、一般廃棄物の発生、又はそれらの発生に伴う作業が生じるなど、疑義が生じた場合は、受注者は発注者に状況をあらかじめ報告し、協議すること。なお、受注者がその報告を怠り、業務内容以外のものを収集運搬した場合の費用負担は、すべて受注者が負うこと。
- (5) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設(構造物、機器等)に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (6) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

14 材料等

本業務にかかる機材・材料は、すべて受注者において調達すること。

15 経費の負担

本業務にかかる収集運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 適正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	区役所庁舎内における事務事業遂行の過程で生じたもの
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形物、バラにて集約する。
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	無
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	無
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	無
その他取扱いの注意事項	無

(2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。

(3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 その他

(1) 本業務に際し、速やかに監督職員と打合せを行い現場に着手すること。また、作業中は関係法令を遵守し、事故を未然に防止すること。

- (2) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、その内容を熟知のうえ見積すること。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (4) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両を使用すること。

21 事業担当

大阪市浪速区役所 保健福祉課(保健)
〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番 20号 3階 34番窓口
電話:06-6647-9882

本項目は契約後記入とする。

・別紙1

1 収集運搬に関する事業範囲

(積込み場所)

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業区分 : _____

産業廃棄物の種類 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事 業 場 の 名 称 : _____

所 在 地 : _____

処分又は再生の方法 : _____

施 設 の 处 理 能 力 : _____

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

(前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要)

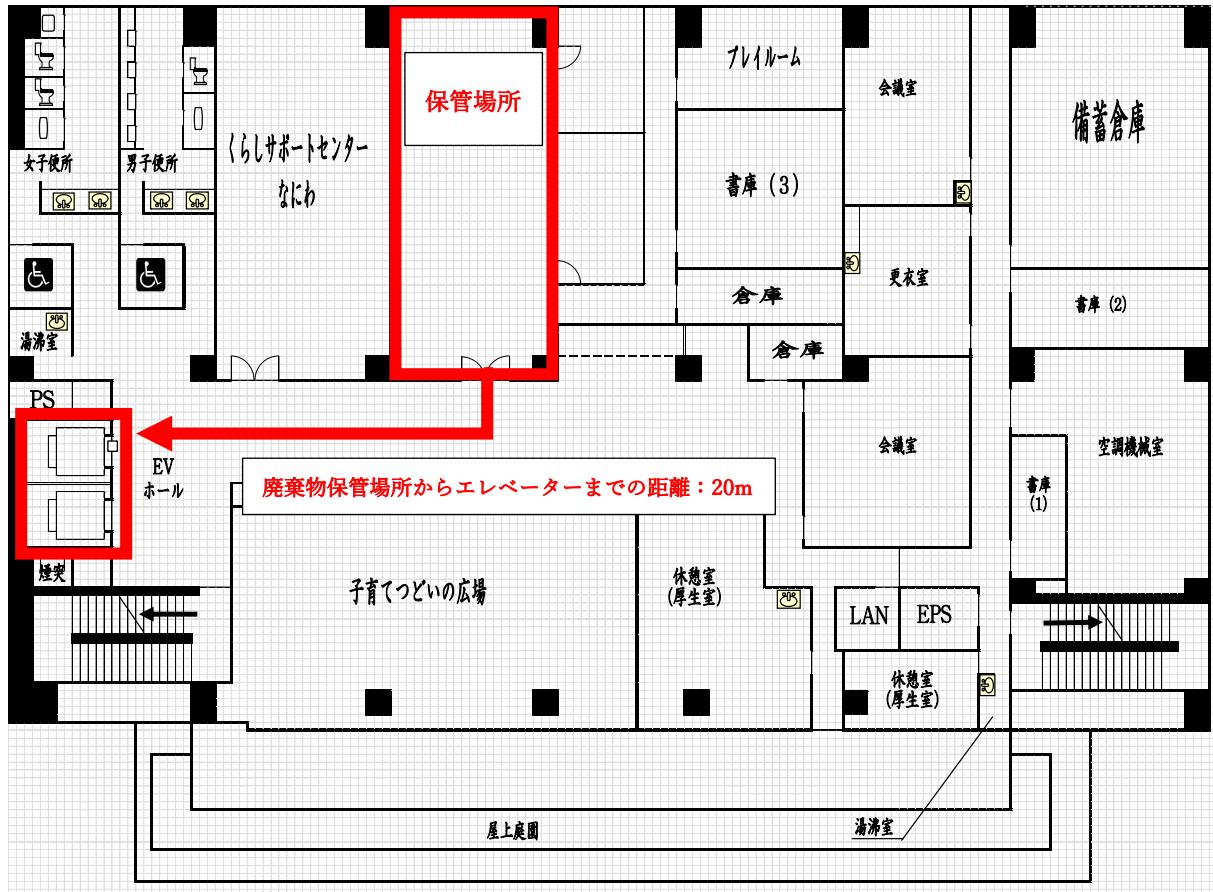
最終処分先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

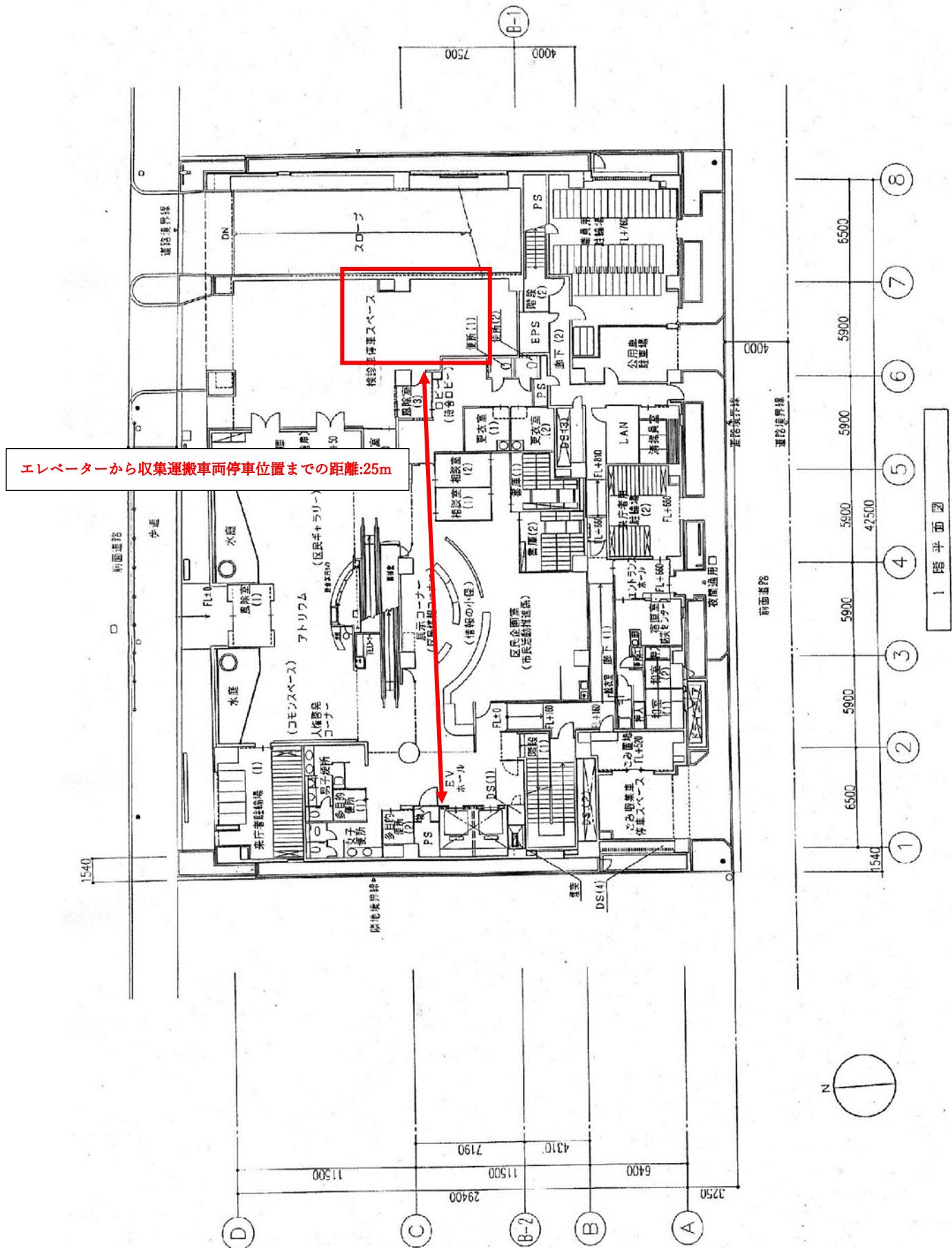
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

産業廃棄物保管場所



收集運搬車両停車位置



業務責任者通知書

令和 年 月 日

大阪市浪速区長 様

受注者 所 在 地

商号または名称

代表者名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 委託名称：令和7年度浪速区役所(保健福祉課)庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託

2 業務責任者名：

業務完了報告書

令和 年 月 日

大阪市浪速区長 様

所 在 地

受注者 会 社 名

代表者名

下記のとおり業務が完了しましたので報告します。

記

業務名称	令和7年度浪速区役所(保健福祉課)庁舎産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
契約年月日	令和 年 月 日
業務完了日	令和 年 月 日

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 庁舎産業廃棄物収集運搬処理業務(最終処分を除く)
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。